

郡山市生活保護法施行細則及び郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

郡山市長 椎 根 健 雄

郡山市規則第10号

郡山市生活保護法施行細則及び郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部を改正する規則

(郡山市生活保護法施行細則の一部改正)

第1条 郡山市生活保護法施行細則(平成9年郡山市規則第34号)の一部を次のように改正する。

第13号様式及び第13号様式の2の規定中「4 申請者(開設者)氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「署名」を「記名」に改める。

第14号様式中「3 申請者(開設者)の氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「署名」を「記名」に改める。

第15号様式中「4 申請者氏名は、自署又は記名押印してください。」を削る。

第16号様式中「3 届出者(開設者)氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

第17号様式中「4 届出者(開設者)氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

第18号様式から第20号様式までの規定中「3 届出者(開設者)氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

(郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部改正)

第2条 郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則(平成20年郡山市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第10号様式及び第10号様式の2の規定中「4 申請者(開設者)の氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「署名」を「記名」に改める。

第11号様式中「3 申請者(開設者)氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「署名」を「記名」に改める。

第12号様式中「4 申請者氏名は、自署又は記名押印してください。」を削る。

第13号様式中「3 届出者(開設者)の氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

第14号様式中「4 届出者(開設者)の氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

第15号様式から第17号様式までの規定中「3 届出者(開設者)の氏名は、自署又は記名押印してください。」を削り、「記載し、代表者印を押印してください」を「記載してください」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(郡山市生活保護法施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の郡山市生活保護法施行細則の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第1条の規定による改正後の郡山市生活保護法施行細則の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
(郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この規則の施行の際現に提出されている第2条の規定による改正前の郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、第2条の規定による改正後の郡山市中国残留邦人等に対する支援給付及び配偶者支援金支給事務取扱細則の様式によるものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。